

所沢市子ども・子育て会議
(平成29年度第2回)

会 議 録

平成29年8月31日

会議の名称	所沢市子ども・子育て会議（平成29年度第2回）
開催日時	平成29年8月31日（木） 午後1時30分から午後3時30分まで
開催場所	市役所高層棟6階 604会議室
出席者の氏名	（会議録別表1）のとおり
欠席者の氏名	（会議録別表1）のとおり
説明者の職・氏名	
議題	議事 (1) 平成28年度見直し版 子ども・子育て支援事業計画の報告について (2) 子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて (3) その他
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・資料1：所沢市子ども・子育て支援事業計画 平成28年度見直し版 ・資料2：子ども・子育て支援事業計画（平成27～31年度）の中間年の見直し ・資料2-1：①教育・保育の見直し ・別紙：平成30・31年度「量の見込み」・「確保の内容」・「充足量」3案比較表 ・資料2-2：②地域子ども・子育て支援事業の見直し ・参考資料：子ども・子育て支援新制度に関する用語説明
担当部課名	<p>本田こども未来部長 町田こども未来部次長 こども政策課：岸課長、瀧澤主幹、森本主査、肥沼主任、中島主事 こども支援課：浅見課長 こども福祉課：市來課長 青少年課：森田課長 保育幼稚園課：小山課長、糟谷主幹 （事務局）こども未来部こども政策課 電話 04-2998-9415</p>

(会議録別表1)

所沢市子ども・子育て会議委員会名簿

	氏名	出欠席状況	選出母体等
1	近喰 晴子	出席	学校法人 秋草学園 秋草学園短期大学
2	小松 歩	欠席	学校法人 白梅学園 白梅学園短期大学
3	西川 達男	出席	埼玉県所沢児童相談所
4	横須賀 邦子	出席	所沢市立小中学校校長会
5	三上 明男	出席	所沢市民生委員・児童委員連合会
6	粕谷 治彦	出席	所沢市PTA連合会
7	小沢 貞泰	出席	所沢市放課後児童対策協議会
8	藤澤 拓也	出席	所沢市私立幼稚園協会
9	喜多濃 定人	出席	埼玉県保育協議会
10	藺田 公斗	出席	地域型保育事業運営団体
11	小松 君恵	出席	地域子育て支援拠点事業運営団体
12	水野 良司	出席	放課後児童健全育成事業運営団体
13	森田 純子	出席	所沢商工会議所
14	渡辺 良雄	出席	所沢地区労働組合協議会
15	草刈 由美子	欠席	連合埼玉西部第四地域協議会
16	高橋 航太郎	出席	市民公募
17	西村 克男	出席	市民公募
18	池田 亜希子	出席	市民公募
19	笹川 美千代	出席	市民公募

発 言 者	審議の内容（審議経過・決定事項等）
<p>会長</p> <p>事務局</p>	<p>～ 開 会 ～</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 会議成立の報告 ■ 委員紹介 ■ 会長挨拶 <p>それでは、議事に入る前に、資料の確認と本日の会議の流れを事務局から説明をお願いします。</p> <p>お手元にお配りしております資料の確認をお願いいたします。 （資料の確認）</p> <p>事前の配付資料としまして、 会議次第</p> <p>資料１：所沢市子ども・子育て支援事業計画 平成２８年度見直し版</p> <p>資料２：子ども・子育て支援事業計画（平成２７～３１年度）の中間年の見直し</p> <p>資料２－１：①教育・保育の見直し 別紙：平成３０・３１年度「量の見込み」・「確保の内容」・「充足量」 ３案比較表</p> <p>資料２－２：②地域子ども・子育て支援事業の見直し 参考資料：子ども・子育て支援新制度に関する用語説明 委員名簿 がございます。</p> <p>また、差替資料といたしまして、 資料２－１と別紙がございます。</p> <p>数値をお示ししている表に誤りがあり、修正させていただいておりますので、差替えをお願いいたします。皆様、お手元におそろいでしょうか。</p> <p>次に、本日の会議の流れでございますが、 はじめに、議題１として「平成２８年度見直し版子ども・子育て支援事業計画の報告について」、議題２として「子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて」、ご説明を事務局から行い、それぞれの議題について皆様からご意見をいただきたいと思っております。</p>

	<p>なお、この会議は、午後3時30分までを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 傍聴確認 ■ 傍聴者入場（2名）
会長	<p>本日の流れについては、先程の事務局からの説明のとおりです。 それでは議題1の「平成28年度見直し版子ども・子育て支援事業計画の報告について」事務局より説明をお願いします。</p> <p>～事務局より資料1に基づき説明～</p>
会長	<p>ただ今事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。</p>
委員	<p>私は、これまでも待機児童数や不承諾通知数について事務局に伺ってきましたが、保育需要の減少を示す数値についてお示してください。</p>
事務局	<p>議題1でご報告させていただいたのは、すでに昨年度皆様に子ども・子育て会議でご意見をいただき、見直しをしたものについてのまとめとなります。今のご質問は、中間年の見直しに関することですので、そちらにつきましては、議題2で詳しくご説明させていただいた後、お答えいたします。</p>
会長	<p>他にご意見・ご質問等ございますでしょうか。ないようでしたら、次の議題に移ります。</p> <p>それでは、議題2「子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて」事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>～事務局より資料2に基づき説明～</p>
会長	<p>ただ今事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございましたら、よろしくお願いいたします。</p>

事務局	<p>まず事務局から、先程の委員のご質問にお答えいたします。資料2-1をご覧ください。こちらに、中間年の見直しの量の見込みの算出方法を記載しております。記載してありますとおり、量の見込みは推計児童数に支給認定割合をかけて、算出いたします。推計児童数は、市内に住む全児童数でありまして、子どもの数は今後徐々に減少する見込みとなっております。続いて、別紙の全市の量の見込みをご覧ください。1号認定は減少しておりますが、保育需要を示す2・3号認定については増加しております。3号認定の1・2歳のみ、保育需要が微減しておりますが、2・3号認定全体で見ますと、平成30年度から平成31年度にかけて増加していることがわかります。</p> <p>したがって、市としましては、今後子どもの数は減少していきませんが、それ以上に保育需要が増加していくものと見込んでおります。</p>
委員	<p>保育需要は減少しないということですね。今後の保育需要について、事務局の今の説明でわかりました。</p>
会長	<p>議題2のボリュームが大きいので、まず資料2-1についてご意見等いただき、次に資料2-2についてご意見等いただければと思います。それでは、資料2-1について、ご意見・ご質問等ある方いらっしゃいますか。</p>
委員	<p>3つの案の数値の根拠がわかりません。例えば、A案の平成30年度の3号認定の0歳の量の見込みが、520となっているのはなぜなのか教えてください。</p>
事務局	<p>資料2-1の1ページをご覧ください。今回の中間年の見直しにおける量の見込みは、推計児童数に支給認定割合をかける、という方法で算出いたしました。それに対して、資料の（参考）に記載してありますとおり、計画策定時には推計児童数に、平成25年度に実施したニーズ調査の結果による利用意向をかけて算出いたしました。計画策定時には、潜在的なニーズを考慮し、ニーズ調査に基づく利用意向を用いて量の見込みを算出しましたが、実情と乖離が生じてしまったことから、今回中間年の見直しを行うこととなりました。中間年の見直</p>

	<p>しでは、案によって異なりますが、実際に園に通っている在園児と、待機児童を含んだ入所保留児を足した数が、該当年齢全児童数のうちどれくらいいるのかを、割り算して支給認定割合を算出いたしました。その割合を、推計児童数にかけ、量の見込みを算出しております。</p> <p>この支給認定割合は、国の手引きによりますと、基本的には平成28年度の認定実績値を使用するよう指示がありますが、所沢市では、直近3年間の教育・保育施設の認定状況を踏まえて、平成30・31年度の支給認定割合を設定するため、平成27～29年度の認定実績に基づく教育・保育認定割合の伸び率を加味して設定しております。</p>
委員	<p>具体的に、どう計算したら520になるのか教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>0歳児の平成30年度の推計児童数は2,463人で、支給認定割合は0.211です。これを掛け算しますと、520という量の見込みが算出されます。支給認定割合の0.211は、平成27～29年度の認定割合の伸び率から算出しました。なお、平成31年度の支給認定割合は、0.235となっております。</p> <p>支給認定割合が増加し、別紙3案比較表の量の見込みを見ますと、平成30年度の3号認定の0歳は520人、平成31年度は564人と、微増しています。</p> <p>参考までにですが、平成31年度の推計児童数は、2,401人となっております。子ども全体の数としては減少しています。</p>
委員	<p>2点質問があります。</p> <p>1点目は、資料2-1の2ページ目、特定地域型保育事業のところですが。企業主導型保育事業は、新規の事業でないと実施できないものと認識しておりましたが、事業所内保育事業から企業主導型保育事業に移行した、という記載はどういう意味でしょうか。</p> <p>2点目は、資料2-2の6ページ目、地域子育て支援拠点事業についてです。【現在の取組】のところ、中学校区(15区)への設置には至っていないが、現在25施設で実施している、というような記載がありますが、これは施設が足りているのかそうではないのか、どのように捉えたらよいのでしょうか。</p>

事務局	<p>1 点目のご質問については、既存の事業所内保育事業を一度廃止し、新規に企業主導型保育事業として、今年度から事業を開始したものです。説明がわかりにくく申し訳ありません。</p> <p>2 点目については、地域子育て支援拠点事業は国の指針により、中学校区に 1 か所設置することが望ましいという目標が掲げられております。現在所沢市では、15 区のうち 3 区に設置が至っておりません。総数としては、25 施設で実施していますが、引き続き未設置中学校区への設置を目指していくものです。</p>
委員	<p>今回議論するのは、中間年の見直しで事務局が提示した 3 案の中から、どの案に決定し計画を進めていくかだと思います。私は、C 案に焦点を当てて計画を進めていくのが一番よいのではないかと思います。先程、事務局から説明がありましたとおり、A 案は、求職活動を休止していたり、市からの空いている園の紹介を断ったりした人が含まれています。市は、家からとても離れている園ではなく、通える範囲の園を紹介していると思います。ですから、現在考えていくべきなのは、現在求職活動中の人、空いている園があれば入りたいと思っていたのにそれが叶わなかった人をどうしていくかだと思います。その人たちに焦点を当てて、計画を進めていくのであれば、C 案が適当ではないかと考えます。</p> <p>また、A 案や B 案に合わせて保育枠を確保するためには、さらに職員を配置しなければなりません。現実的に考えて、それは難しいだろうと思います。市が提案するように、既存施設の定員の弾力を進めていけば、C 案であれば待機児童は解消に近づくと考えます。国も待機児童解消に焦点を当てていますし、市もそれに合わせて C 案を進めていけばよいと考えます。</p>
委員	<p>今年度の不承諾通知数は、500 を超えています。保育需要は、大変高いのではないかと思います。</p>
委員	<p>保育需要が高まっているということは、私も理解しています。ただ、つい先日も武蔵野市で、保育園を造ろうとしたけれど住民の反対で造れなかったという事例があるように、保育園を新設するのはなかなか</p>

	<p>大変なことです。</p> <p>どこまでの人を数値に反映させるのかが問題になってくると思います。現在求職活動中の人や、第一希望の園には入れなかったけど、空いている園なら通いたいという人と、現在求職活動をしていない人や希望園以外は入りたくないという人を同じレベルで見られるかという、それは難しいのではないかと思います。</p> <p>事務局の示したデータから判断して、どの案にするか決めていかないと議論は進まないのではないのでしょうか。</p> <p>これまで私は、保育園の4月1日時点での入所状況はどうだったのか、待機児童はどれくらいいたのか事務局に伺ってきました。また、先程お話ししましたように、今年度の不承諾通知数は昨年度よりも多く、500を超えています。なぜ増えてしまったか分析が必要だと思います。実際に、この会議の委員の中にも潜在的待機児童になったという方がいらっしゃいました。</p> <p>児童福祉法には、すべての子どもたちが心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならないとあります。保育園に入りたくても入れない人がいる現状はよくないのではないのでしょうか。まずは、この問題を解消していくべきだと思います。</p>
委員	<p>私には3歳と1歳の子どもがおります。3歳の子どもが潜在的待機児童だったのですが、C案には、そのような子どもたちは量の見込みとして含まれていません。A案やB案には、そのような子どもたちも含まれていて、今まで表面化されなかった数字を、市が反映してくれていると感じました。</p> <p>上の子は、育休退園の対象になり、下の子が生まれたときに一度退園しました。下の子の入園の際には、加点がありましたが、結局、7月までの育児休業を4月に切り上げて入園しました。最近は、保活が早まっていて、4月入園でないとなかなか保育園に入れなからず。7月まで育児休業を取っていたら、もう保育園には入れないかもしれない、入れなかったら育児休業を延長しなければならない、延長してもなお入れなかったら仕事をやめなければならない、というような状況です。</p> <p>無事に2人とも入園することができましたが、別々の園になってし</p>

	<p>まいりました。2つの園が近いので、それほど送迎は大変ではありませんが、もしそれぞれが離れた園だったら、毎日の送迎は大変だっただろうと思います。そのような理由で、市から紹介された園を断っている人は、少なからずいると思います。</p> <p>手間がかかるとは思いますが、保護者の通勤距離や時間等を洗い出す必要があると思います。そのような細かいデータを拾うことで、よりニーズに合った園の紹介ができるのではないかと思います。保護者の私的理由ということだけで、保育の必要性が高い対象から除くのではなく、どうして市が提案した園を断ったのか、ということを追究していかないと、いつまで経っても同じことの繰り返しだと思います。毎年そのような細かいデータを追いかけるのは難しいと思うので、どこかのタイミングで一度やっていただけたら、利用者としては、より自分たちのニーズに合った提案がなされるのではないかと期待しています。</p>
委員	<p>私の園でも、3人のお子さんがそれぞれ別々の園に通われているご家庭がありましたが、2～3か月後には、全員同じ園に通うことができていました。市でも、そのような状況にいる方のことは把握されていて、入園のタイミングではどうしても同じ園には入れなかったけれど、できるだけ3人全員が同じ園に通えるよう、調整してくださったのだと思います。そのような事例もあるということをお伝えしておきます。</p>
委員	<p>幼稚園の事業者として、2点あります。</p> <p>1点目は、幼稚園からの認定こども園への移行についてです。事業者側からすると、幼稚園から認定こども園に移行して、0～2歳のお子さんをお預かりするのは、とてもハードルの高いことです。幼稚園では、3～5歳までのお子さんしか預かったことがなく、0歳のお子さんがどのような生活・発達をするかというようなことは、知識は持ち合わせておりますが、実際に保育を提供するとなるとなかなか難しい部分があります。公定価格は、制約が多く、赤字覚悟で運営していかなければなりません。先程、事務局から、幼稚園から認定こども園になる園が5園予定されているとお話がありましたが、清水の舞台から飛び降りるような覚悟で臨まなければいけないと思います。</p>

委員	<p>2点目は、育時休業や産前産後休業を取った職員が復職できないということです。私立保育園の職員の場合は、入園の利用調整指数表の中で、加点があると伺っていますが、私立幼稚園の職員の場合は、それがありません。職業による加点の有無の善し悪しはさておき、子どもを預かることのできる人が、仕事に復帰できない状況になっています。その職員が復帰できなくなれば、新たな職員を雇わなければならない、雇った場合は、元の職員はますます復帰できなくなります。育児休業制度が制度として成り立ちません。このような問題を解消しなければなりません。</p> <p>また、近年明らかに保育需要は増えていると感じています。父親だけの収入で生活できる世帯は、少なくなっており、共働きの世帯が増えています。できるだけ多くのお子さんを預かれるように、補助金等の支援があれば、認定こども園への移行もハードルが低くなり、促進するのではないかと思います。</p> <p>保育園の事業者からしても、幼稚園からの認定こども園への移行は大変意義のあることだと感じています。特に、今回事務局から説明があったように、3号認定の定員数を増やしていただいたことは、大きな成果だと思います。私の園も、保育園から認定こども園に移行しました。不安を感じながら移行に踏み切りましたが、やはり1号認定から3号認定まですべての子どもたちを預かれること、途中で保護者が仕事を辞めても、通いなれた園にそのまま通い続けることができること、これは大変意義があります。先程、清水の舞台から飛び降りるような気持ち、と委員がおっしゃっていましたが、まさに私たちもそのような気持ちで認定こども園に移行し、運営しております。確かに、難しいことはたくさんありますが、目の前の子どもたちを少しでも助けてあげたい、守っていきたいという思いで、市内すべての事業者が取り組んでいかなければいけないのではないかと思います。</p> <p>現在、幼稚園でも一時預かり事業に取り組んでいただいていますので、今後も事業者が協力し合って、子どもたちを助けていきたいと思います。</p> <p>また、他の委員からもお話があったように、兄弟別々の園に通わなければならないような状況になった場合は、送迎保育等何か支援ができればよいと感じます。</p>
----	---

委員	<p>平成30年度から、保育指針と教育要領が改定されることとなりましたので、幼稚園、保育園、小学校の横のつながりをもっと強めていければと思います。</p> <p>居宅訪問型保育事業は、参考資料に記載のとおり、障害や疾患で個別のケアが必要な場合や、地域に施設がなくなった場合はもちろんですが、入所勧奨等を行ってもなお保育の利用が困難であり、市町村による入所措置の対象となる場合も、利用対象に含まれると思います。就労で保育が必要な方は、保育園や幼稚園等の施設に通うという手段だけではなく、このような事業を利用する手段もあるのだと知っていただきたいと思います。</p>
委員	<p>最終的に、このA～Cの3案の中からどれか1つに決めなければならないのですが、どの案でも3～5歳については、充足する見込みになります。焦点は、0～2歳ではないでしょうか。C案がクリアできなければ、A案もB案もクリアできませんので、まずはC案で確実に計画を進めていければと思います。</p> <p>事務局の考えとしては、3～5歳については充足しているわけですから、その分の保育枠を0～2歳に割振り、かつ、定員の弾力化を行って、待機児童を解消していくということによろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>市といたしましても、資料2-1の4ページにも記載しておりますとおり、待機児童が低年齢児に集中しており、既存幼稚園からの認定こども園移行、既存保育施設の定員割振り変更、定員の弾力化の活用等により、待機児童を0に近づけていきたいと考えております。</p>
委員	<p>市にそのような考えがあるのなら、まずは、C案で計画を進め、着実に待機児童を解消していただきたいと思います。</p>
委員	<p>この定員の弾力化は、公立も民間も行うのですか。</p>
事務局	<p>弾力化については、公立民間問わず可能な施設は行います。</p>
委員	<p>平成27年度に事業計画を見直した結果、平成29年度には待機児</p>

<p>会長</p>	<p>童は解消されるはずでした。しかし、平成29年度に待機児童が発生してしまっています。このような状況を踏まえて、A案で計画を進め、保育枠を十分確保し、保育園に入りたい人が全員入れるようにするのがよいのではないかと思います。新しい園を造るのではなく、既存の施設での受け入れ枠を充足させる必要があるのではないのでしょうか。民間だけでなく、公立もその役割を果たすべきだと思います。</p> <p>入所保留児と呼ばれる方たちも含めた量の見込みという視点も大切かとは思いますが、保育の必要性の観点から考える必要もあると思います。折衷案にはなりますが、保育の必要性がかなり低いものを除いた入所保留児を含めたB案で進めていくのがよろしいのではないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>B案について、少し補足説明させていただきます。先程、委員から不承諾通知数が500を超えているというお話がありましたが、4月入園の選考の際に利用調整をし、選考の結果、不承諾になってしまう方が一定数います。それが、委員がおっしゃった500という数字です。この中には、今すでに在園していて、別の園に転園を希望されている方等も含まれています。また、この段階で不承諾になってしまった方には、通える範囲の空いている園を市からご案内する、随時調整というものを全員に行っております。3案比較表を見てみると、B案の量の見込みは、入所保留児のうち、私的理由（随時希望せず）を除く、とありますが、これは今ご説明したように、その随時調整のご案内を希望しなかった方を除く、ということになります。最終的に、入所保留児数は240ですが、このうちB案では、4月時点で求職活動をしていない方、随時調整のご案内を希望しないと回答された方、合わせて127名を除いております。</p>
<p>会長</p>	<p>今の事務局の説明も踏まえて、この会の総意として、B案で進めてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。それでは、中間年の見直しはB案で進めて</p>

委員	<p>いただけたらと思います。</p> <p>引き続き、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p> <p>資料２－１の４ページに、「地区によっては、未就学児童の減少により…」という記載がありますが、現状は、施設に入りたくても入れない人がいるので、この文章はないほうがよいと思いました。</p>
委員	<p>委員が今ご指摘された文章は、網掛けがないため、計画策定時からあった文章だと思います。この文章を削るとすれば、前後になんらかの理由付けの文章を追加するべきではないでしょうか。</p> <p>今回の事務局の修正を見ると、「また」という文言を「一方では」というように変更しており、ニュアンスを変更しているのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>そのとおりです。今いただいたご意見を踏まえて、再度事務局で検討させていただきます。</p>
会長	<p>それでは、資料２－２でご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>ところっこ子育てサポート事業について、「今後は、利用状況などを踏まえながら必要に応じて事業の拡充などを検討します」とありますが、具体的にどのように進めていくのか伺いたいです。</p>
事務局	<p>ところっこ子育てサポート事業は、平成２７年度から開始した事業で、当初は、事業が浸透するのに時間がかかりまして、利用件数も年間９２件でした。平成２８年度には、事業が浸透し、利用件数は年間５００件を超えました。事業の設置箇所が増えたことも、その要因だと思います。</p> <p>現在、基本型は保育士２名、特定型は保育士１名、母子保健型は、助産師、保健師合わせて３名で対応しておりますが、今後さらに利用者が増えた場合は、それに応じて職員や設置箇所を増やさなければなりません。</p> <p>現状は、この体制で対応ができておりますので、引き続きこの体制</p>

<p>会長</p>	<p>で実施していき、必要に応じて増員や増設を検討します。</p> <p>5ページの特定教育・保育施設等実費徴収助成事業ですが、量の見込みや確保の内容が減少しているのは、そもそも対象者数が少ないのか、利用対象となっている者が申請しておらず申請数が少ないのか、どちらなのでしょう。</p>
<p>事務局</p>	<p>対象者には制度について直接お知らせしておりますし、園にも、対象者がいれば制度のご案内をするようお伝えしています。現在は、ほぼすべての対象者にご申請いただいております。</p> <p>事業開始時は、概算で量の見込みと確保の内容について100と設定させていただいたのですが、今回、中間年の見直しということで、利用実績に基づいた数値に変更するものでございます。</p>
<p>委員</p>	<p>7ページの幼稚園型一時預かり事業は、量の見込みと確保の内容の数値に大きな開きがあるのですが、問題はないのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>確保の内容は、受け入れ最大可能数、量の見込みは、利用実績をもとに設定しております。</p>
<p>委員</p>	<p>時間外保育事業についても、量の見込みと確保の内容に大きな開きがあるのですが、ここは見直さなくてよいのですか。</p>
<p>委員</p>	<p>確保の内容が量の見込みを大きく上回ることは、何も問題ないのではないのでしょうか。例えば、時間外保育事業の平成29年度の確保の内容は5,437で、量の見込みは1,813です。これは、5,437人分の受け皿を用意し、1,813人が利用するニーズがある見込みということです。量の見込みを大きく上回る受け皿を用意しているということですので、ここに大きな開きがあるのは問題ないと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>おっしゃるとおりです。受け皿を、利用ニーズの見込みを大きく上回る数確保している状況ですので、こちらの数字の開きは問題ありません。</p>

委員	<p>この受け皿を確保するために、無駄なコストがかかっているのではないですか。</p>
事務局	<p>例えば時間外保育事業ですが、保育標準時間を超えて保育が必要になり、この事業を利用する場合は、利用者に利用時間に応じて時間外保育料を負担していただいております。保育士の配置については、事業実施のため増員する場合がありますが、実績に応じた費用を利用者に負担していただいているため、過大なコストがかかっているわけではありません。</p>
委員	<p>放課後児童健全育成事業については、放課後児童対策協議会で見直し案が検討され、次回子ども・子育て会議で報告されると思いますが、その報告を受けてこの子ども・子育て会議においても見直し案を検討するということですか。</p>
事務局	<p>放課後児童健全育成事業につきましては、放課後児童対策協議会において見直し案の検討を行います。所沢市子ども・子育て会議条例第2条に、「子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務（同項第4号に掲げる事務にあつては、法律又は他の条例に基づき市が設置する他の審議会等において調査審議する事務を除く。）を処理するものとする。」と規定がありますとおり、放課後児童健全育成事業につきましては放課後児童対策協議会において審議し、その審議結果を子ども・子育て会議で報告いたします。</p> <p>放課後児童対策協議会は、10月6日金曜日午後1時30分から開催し、放課後児童健全育成事業の中間年の見直しについて委員の皆様にご審議いただく予定です。</p>
会長	<p>時間も迫ってまいりましたので次の議題に移らせていただきます。事務局より議題3「その他」について説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>2点お伝えすることがございます。</p> <p>1点目は、障害児福祉計画についてご報告させていただきます。児童福祉法の改正により、市町村における障害児福祉計画の策定が示されまし</p>

	<p>た。現在、平成30年4月から3年間の計画について、策定作業を進めております。この障害児福祉計画ですが、障害者計画・障害福祉計画と一体的に作成をしており、障害者施策をご審議いただく障害者施策推進協議会において、ご意見をいただいているところです。今年の11月には素案を作成し、12月にパブリックコメントを実施し、来年2月に計画案をまとめます。計画策定は、来年3月の予定です。策定にあたりまして、市町村は子ども・子育て支援等の利用ニーズ等について把握し、利用ニーズを満たせる定量的な目標を示した上で、保育園や認定こども園、放課後健全育成事業等における障害児の受入の体制整備を行うことを定めるとされておりますことから、現在、定量的な目標について関係課と協議しております。</p> <p>次回の子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援等の利用ニーズを踏まえて障害児福祉計画に定めた定量的な目標について、ご報告させていただきたいと思っております。</p> <p>2点目は、子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについてです。事業計画の見直しの結果については、今回皆様からいただいたご意見を踏まえ、2月の会議にてご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただ今事務局から説明がありましたが、ご質問等ございましたら、お願いいたします。</p> <p>ないようでしたら、以上で本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局にお返しします。</p> <p>ありがとうございました。</p>
事務局	<p>それでは、本日の会議が委員の皆様最後の会議となりますことから、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。</p>
会長	<p>■ 会長挨拶</p>
事務局	<p>閉会にあたりまして副会長よりご挨拶をいただきたいと思います。</p>
副会長	<p>■ 副会長挨拶</p>
事務局	<p>以上で、平成29年度第2回の子ども・子育て会議を閉会いたします。</p>

	す。 ～閉 会～
--	-----------------